

委員から事前に寄せられた意見への対応状況

(注) 「対応区分」欄の「A」は反映したものの、「B」は検討の参考としたものを示す。

1 調査全般、調査票の全般について

意見	対応区分	反映内容
調査への協力呼びかけはどのように考えているのか。団体を通じてだけでは弱い。新聞広告なども考えているのか。	B	統計法に基づく無作為抽出による郵送方式による調査であり、費用対効果の面で、新聞広告などで呼びかけるほどの必要性はないと考えられる。しかし、一定の広報効果もあるので、「県のたより」等の広報媒体への掲載も検討する。
調査票の表記の統一を取り、回答しやすくすべきである。	A	全体として統一的な記載とした。
単語の説明を入れるとわかりやすくなる。	A	全体として、わかりやすい表現にした。
全般に自由記載を大きくするべきである。	A	紙面の許す範囲で欄を大きくした。

2 県民意識調査について

	意見	対応区分	反映内容
票頭	「個人を特定するものではありません。」は、個人を特定するためのものではありません。」ではないのか？	A	意見のとおり修正する。
F3	地域区分は、県民には不要ではないのか。市町村名を並べるだけの方がわかりやすいのではないのか。	B	県が実施する調査で一般的に用いられている地域区分である。なお、市町村別にした場合、小規模町村の住民や外国籍県民が、個人を特定されるとして回答しない可能性が高まる。
問1	選択肢を「1 言葉も意味も知っている」「2 言葉は知っているが意味はよくわからない」「3 知らなかった(今回の調査で初めて知った)」のような形にしてはどうか。	A	意見のとおり修正する。
問2	「学校」と言っても、原則未成年者しかいない小中高校と成人もいる大学等とは対応が異なると思うので、分けて調査した方が良いのではないのか。	B	今回の調査は、条例の施設区分毎に条例の施行状況を把握することを目的としている。
	明らかに現状が異なるので「病院・診療所」、「薬局」、「施術所」を分けるべきである。	A	条例の施設区分で小分類に掲げているものであり、意見のとおり修正する。なお、これに伴いサンプル数が154増加する。
問6	受動喫煙による胃がんの発症リスクの上昇が報告されている。生活習慣病の例示に「肺がん」のほか「胃がん」も加えた方が良いのではないのか。	B	受動喫煙による健康への悪影響についての県民の認知状況を把握する設問であり、代表例として「肺がん」を挙げた。また、細かすぎる調査は、回答率に影響するおそれがある。
問7	設問を「～～25条で、「学校、病院など～～努めなければならない」旨、定められている～」としてはどうか。	B	できる限りわかりやすい表現にするという観点から、原案の表現としたい。なお、前回調査と同じ表現となっている。
	選択肢を「2 知らない」ではなく「2 知らなかった」としてはどうか。	A	意見のとおり修正する。
問8	「条例がある」より「条例が制定された」の方が良い。	A	意見のとおり修正する。
	選択肢を「1 内容まで知っている」「2 条例が制定されたことは～」「3 知らなかった」としてはどうか。	A	意見のとおり修正する。
問10	選択肢について、「(加盟する)業界団体からの情報」という選択肢は不要か？	A	県民調査、施設調査共通の選択肢とするため、「14 加入している団体等からの情報」という選択肢を追加する。
問11	県内施設の対策の進捗状況を評価するのであれば「県内で」と限定する必要があるのではないのか。	A	「県内における」最近の受動喫煙防止対策の状況について」と追加する。
問12	「規制強化」は県の条例のことか、それとも国の法律制度を期待しているのか。	B	一般的に受動喫煙防止措置に関する規制について聞く設問である。
問14	「1 公共的な場所」とあるが、わかりにくい。職場を含めて回答する人もいると思う。説明を入れたらどうか。	A	公共的な場所(不特定又は多数の者が利用する場所)と括弧書きを加えた。
	「10 受動喫煙のおそれのない場所での屋外の路上等に喫煙場所が表示されているなら、そこで喫煙するようにする」など喫煙者に配慮した選択肢が必要ではないのか。	B	「2 指定されている喫煙場所以外では吸わない」と重複するため追加しない。
その他	問8に関連して、条例を知らないと回答した人への周知をどのようにするかという視点を加えてはどうか。例えば、日ごろ国や県、市からの情報をどのような方法で得ているか設問に加えると、普及啓発方法の参考になると考える。	B	問10で把握できるため、ここでは追加しない。
	喫煙・分煙飲食店に対する喫煙者の意識を聞くような選択肢を設けた方が良い。「飲食店が禁煙になったら従う」など。	A	意見を踏まえ、問14の選択肢に「禁煙になった飲食店等では吸わない」又は「不十分な分煙の場所では吸わない」という選択肢を追加する。
	職場における受動喫煙防止対策についての意見を聞くような設問を設けてはどうか？	B	この条例では、職場を対象としていないため、今回は設問を設けない。

3 施設調査について

	意見	対応区分	反映内容
F1	「学校」と言っても、原則未成年者しかいない小中高校と成人もいる大学等では対応が異なると思うので、分けて調査した方が良いのではないか。	B	今回の調査は、条例の施設区分毎に条例の施行状況を把握することを目的としている。
	明らかに現状が異なるので「病院・診療所」、「薬局」、「施術所」を分けるべきである。	A	条例の施設区分で小分類に掲げているものであり、意見のとおり修正する。 なお、これに伴いサンプル数が154増加する。
問1	選択肢を「1 言葉も意味も知っている」「2 言葉は知っているが意味はよくわからない」「3 知らなかった(今回の調査で初めて知った)」のような形にしてはどうか。	A	意見のとおり修正する。
問3	受動喫煙による胃がんの発生リスクの上昇が報告されている。生活習慣病の例示に「肺がん」のほか「胃がん」も加えた方がよいのではないか。	B	受動喫煙による健康への悪影響についての県民の認知状況を把握する設問であり、代表例として「肺がん」を挙げた。 また、細かすぎる調査は、回答率に影響するおそれがある。
問4	設問を「～25条で、「学校、病院など～努めなければならない」旨、定められている～」としてはどうか。	B	できる限りわかりやすい表現にするという観点から、原案の表現としたい。 なお、前回調査と同じ表現となっている。
	選択肢を「2 知らない」ではなく「2 知らなかった」としてはどうか。	A	意見のとおり修正する。
問5	「条例がある」より「条例が制定された」の方が良い。	A	意見のとおり修正する。
	選択肢を「1 内容まで知っている」「2 条例が制定されたことは～」「3 知らなかった」としてはどうか。	A	意見のとおり修正する。
問6	選択肢8について、「必要な対策を～」とすべきではないか。	A	意見のとおり修正する。
問7	選択肢について、「(加盟する)業界団体からの情報」という選択肢は不要か？	A	県民調査、施設調査共通の選択肢とするため、「14 加入している団体等からの情報」という選択肢を追加する。
問8	施設の現状を確認するものなので、F4としてはどうか。既に採られている対策と、今後計画している対策とを、明確に区別して、両者を調査する必要はないか？	B	施設の種別毎に対策の現状及び今後の予定を聞くこととしている。対策の現状と今後の対策との関係についてはクロス集計で把握するよう考慮する。
問10	「どう取り組んでよいか分からない」という項目を追加しQ12へつなげることで、更に今後の対策推進方策検討の参考になると考える。	B	「3 どのような対策をするか検討中である」と重複するが、意見を踏まえ、カッコ書きで、(どう取り組んでよいか分からない)と付記する。
問11	問10及びそれに関連した問11について、「現状の対策」を条例上の(努力)義務の範囲内に止まるものと、条例上求められる範囲を超える(先進的)対策とに分けて回答を求めているか？	B	今回の調査は、条例に定める対策の予定を把握することを目的としている。 なお、「1 建物内を禁煙にするのみならず、敷地内を禁煙にする」(先進的)や「5 その他(具体的に)」(努力義務施設の回答)で把握する。
問12	3の「他施設」は「同業他者」を想定しているのか、それとも同業には限定しないのか。	B	必ずしも同業他者には限定していない。
	選択肢4は対策をとらないもの、5、6は何らかの対策をとるもの、であるなら、この順序でよいのか？	A	意見を踏まえ、選択肢4と5を入れ換える。
問13	選択肢1から3は、類似しており、複数回答したくなるのではないかと。	A	2つまで選択できるようにする。
問14	「規制強化」は県の条例のことか、それとも国の法律制度を期待しているのか。	B	一般的に受動喫煙防止措置に関する規制について聞く設問である。
その他	問5に関連して、条例を知らないと回答した人への周知をどのようにするかという視点を加えてはどうか。例えば、日ごろ国や県、市からの情報をどのような方法で得ているか設問に加えると、普及啓発方法の参考になると考える。	B	問7で把握できるため、ここでは追加しない。
	条例が強化された場合、それを守るかを聞くような設問を設けてはどうか。	B	今回の調査は条例の施行前であり、適切ではないと考える。 なお、次回調査に盛り込む方向で検討する。
	利用者の喫煙状況を聞く設問を設けてはどうか。	B	利用者の喫煙状況が影響する施設は飲食店、娯楽施設、宿泊施設等の第2種施設であり、第1種施設も含めた今回の調査では対象としない。
	職場における受動喫煙防止対策についての意見を聞くような設問を設けてはどうか？	B	この条例では、職場を対象としていないため、今回は設問を設けない。